

平成30年3月松伏町議会定例会提出議案概要

議案第1号

松伏町副町長の選任について

1 趣旨

松伏町副町長鈴木寛氏の任期は、平成30年3月31日で満了となるが、再び鈴木寛氏を選任することについて同意を求めるもの

2 任期

平成30年4月1日から平成34年3月31日まで

議案第2号

松伏町固定資産評価審査委員会委員の選任について

1 趣旨

松伏町固定資産評価審査委員会委員山崎博氏の任期は、平成30年4月19日で満了となるが、後任として石井新一氏を選任することについて同意を求めるもの

2 任期

平成30年4月20日から平成33年4月19日まで

議案第3号

松伏町農業委員会委員の任命について

1 趣旨

松伏町農業委員会委員石川幸男氏（魚沼地区）の退任に伴い、後任として高橋實氏を任命することについて同意を求めるもの

2 任期

任命の日から平成31年4月6日まで

議案第4号

松伏町国民健康保険財政調整基金条例

1 趣旨

国民健康保険事業の都道府県単位化に伴い、国民健康保険財政の健全な運営を図るため、松伏町国民健康保険財政調整基金を設置するための条例の全部改正

2 内容

(1) 設置（第1条関係）

国民健康保険財政の健全な運営を図るため、松伏町国民健康保険財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(2) 積立て（第2条関係）

基金として積み立てる額は、5万円以上とする。

(3) 管理（第3条関係）

基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(4) 繰替運用（第5条関係）

町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(5) 処分（第6条関係）

基金は、第1条に規定する設置の目的に該当する場合に限り、その全部又は一部を

特別会計歳入歳出予算に繰り入れ処分することができる。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成30年4月1日

(2) 経過措置

この条例の施行前、松伏町国民健康保険の保険給付費の支払基金に属していた現金及び有価証券は、松伏町国民健康保険財政調整基金に属するものとする。

議案第 5 号

松伏町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

1 趣旨

介護保険法第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるための条例の制定

2 内容

(1) 基本方針（第3条関係）

指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

(2) 人員に関する基準（第4条及び第5条関係）

ア 従業者の員数

指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。この員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

イ 管理者

(ア) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

(イ) 管理者は、介護保険法施行規則第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員でなければならない。

(3) 運営に関する基準（第6条から第31条まで）

ア 要介護認定の申請に係る援助

被保険者から要介護認定の申請の代行を依頼された場合等においては、居宅介護支援事業者は必要な協力を行わなければならない。

イ 指定居宅介護支援の基本取扱方針

指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

ウ 指定居宅介護支援の具体的取扱方針

指定居宅介護支援の方針は、2（1）及び2（3）イに基づき、利用者の課題分析、サービス担当者会議の開催、居宅サービス計画の作成及び実施状況の把握等の居宅介護支援を構成する一連の業務のあり方及び当該業務を行う介護支援専門員の責務について定める。

エ 管理者の責務

指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の

実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

オ 記録の整備

指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

(4) 基準該当居宅介護支援に関する基準（第32条関係）

2（1）、（2）及び（3）は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成30年4月1日

(2) 経過措置

この条例の施行の日から平成33年3月31日までの間は、2（2）イ（イ）に関わらず、介護支援専門員を2（2）イ（ア）の管理者とすることができる。

議案第6号

松伏町営農園設置及び管理条例

1 趣旨

自然に親しみながら農作業を体験できる場を提供することで、より健康で生きがいのある暮らしを実現し、農業への理解を深め、及び町内外の住民の交流を図ることを目的として、松伏町営農園を設置するための条例の制定

2 内容

(1) 名称及び位置（第2条関係）

名称	位置
赤岩ふれあい農園	松伏町大字上赤岩959番地

(2) 利用の許可（第3条関係）

町営農園を利用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

(3) 利用期間（第4条関係）

ア 町営農園の利用期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、当該期間の中途から利用する場合にあっては、当該期間の残余期間とする。

イ アの期間は、町営農園を利用するものの申請により、1年ごとに更新することができる。ただし、連続して5年を超えることはできない。

(4) 使用料（第11条及び別表関係）

ア 利用者は、次の表に定める使用料を町長が指定する日までに納付しなければならない。

イ 利用期間が1年未満であるときの使用料の額は、月割り（1月未満の端数があるときは、当該端数を切り上げ）をもって計算するものとする。

面積	金額
1区画（20平方メートル）	年額 6,000円

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成30年5月1日

(2) 準備行為

2（2）による利用の許可及びこれに関し必要な手続その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第7号

松伏町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定するための条例の改正

2 内容

(1) 松伏町職員の給与に関する条例の一部改正（第1条）

ア 平成29年12月期に支給される職員及び再任用職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

	改定前	改定後
職員	0.85月	0.95月
再任用職員	0.4月	0.45月

イ 行政職給料表の給料月額の改定（別表）

平均引上額	594円
平均改定率	0.2%

(2) 松伏町職員の給与に関する条例の一部改正（第2条）

平成30年度以降に支給される職員及び再任用職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

		改定前	改定後
職員	6月期	0.85月	0.9月
	12月期	0.95月	0.9月
再任用職員	6月期	0.4月	0.425月
	12月期	0.45月	0.425月

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日。ただし、2(2)は、平成30年4月1日

(2) 経過措置

ア 2(1)は平成29年4月1日から適用する。

イ 2(1)を適用する場合には、2(1)による改正前の松伏町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、2(1)による改正後の松伏町職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第8号

松伏町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険事業の都道府県単位化に係る規定の整備をするための条例の改正

2 内容

国民健康保険事業の都道府県単位化に係る規定の整備（第2条関係）

地方税法の一部改正により、国民健康保険税の課税目的がこれまでの「国民健康保険事業に要する費用等に充てるために課するもの」から「国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるために課するもの」に改正されたことに伴う規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成30年4月1日

(2) 経過措置

2は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度

分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 9 号

松伏町国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 趣旨

国民健康保険法の一部改正に伴い、国民健康保険事業の都道府県単位化に係る規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 国民健康保険運営協議会の定義（第2条関係）

国民健康保険法の一部改正に伴い、これまでの国民健康保険運営協議会を国民健康保険法第11条第2項の規定に基づく市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会として定める。

(2) その他規定整備

3 施行期日

平成30年4月1日

議案第10号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

松伏町多世代交流学習館コーディネーターの報酬の額を定めるための条例の改正

2 内容

松伏町多世代交流学習館コーディネーターの報酬の額は、月額134,000円とする。(別表関係)

3 施行期日

平成30年4月1日

議案第11号

町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

1 趣旨

町長、副町長及び教育長並びに議会の議員の期末手当の額を改定するための条例の改正

2 内容

(1) 町長等の給与等に関する条例の一部改正（第1条）

町長及び副町長に支給される平成29年12月期の期末手当の支給割合の改定

支給月	改定前	改定後
12月期	2.225月	2.325月

(2) 町長等の給与等に関する条例の一部改正（第2条）

町長及び副町長に支給される平成30年度以降の期末手当の支給割合の改定

支給月	改定前	改定後
6月期	2.075月	2.125月
12月期	2.325月	2.275月

(3) 松伏町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正（第3条）

教育長に支給される平成29年12月期の期末手当の支給割合の改定

支給月	改定前	改定後
12月期	2.225月	2.325月

- (4) 松伏町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正（第4条）
教育長に支給される平成30年度以降の期末手当の支給割合の改定

支給月	改定前	改定後
6月期	2.075月	2.125月
12月期	2.325月	2.275月

- (5) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第5条）
議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員に支給される平成29年12月期の期末手当の支給割合の改定

支給月	改定前	改定後
12月期	2.225月	2.325月

- (6) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第6条）
議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員に支給される平成30年度以降の期末手当の支給割合の改定

支給月	改定前	改定後
6月期	2.075月	2.125月
12月期	2.325月	2.275月

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日。ただし、2（2）、（4）及び（6）は、平成30年4月1日

(2) 経過措置

ア 2（1）、（3）及び（5）は、平成29年12月1日から適用する。

イ 2（1）、（3）又は（5）を適用する場合においては、2（1）による改正前の町長等の給与等に関する条例、2（3）による改正前の松伏町教育委員会教育長の給与等に関する条例又は2（5）による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ2（1）による改正後の町長等の給与等に関する条例、2（3）による改正後の松伏町教育委員会教育長の給与等に関する条例又は2（5）による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第12号

松伏町重度心身障がい者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、後期高齢者医療制度加入時の住所地特例の適用を受ける者に係る医療費助成金の支給について定めるとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定により、後期高齢者医療制度加入時の住所地特例の適用を受ける者に係る医療費助成金の支給については、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険である者で、町内に住所を有するとみなされていたものについて支給する。（第3条関係）

- (2) その他規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成30年4月1日

(2) 経過措置

2は、この条例の施行の日以後の医療給付に係る対象者について適用し、同日前の医療給付に係る対象者については、なお従前の例による。

議案第13号

松伏町総合振興計画審議会条例の一部を改正する条例

- 1 趣旨
松伏町総合振興計画審議会の組織に関し、委員の定数を変更するための条例の改正
- 2 内容
委員の定数の変更（第3条関係）
松伏町総合振興計画審議会を組織する委員の定数12人以内から10人以内に変更し、委員の構成を見直す。
- 3 施行期日
平成30年4月1日

議案第14号

松伏町都市公園条例の一部を改正する条例

- 1 趣旨
都市公園法の一部改正等に伴い、都市公園の敷地面積の標準を見直し、及び都市公園の敷地面積に対する運動施設の敷地面積の割合の上限を定めるとともに、規定の整備をするための条例の改正
- 2 内容
 - (1) 都市公園の敷地面積の標準の見直し（第2条関係）
市民緑地認定制度の創設に伴い、住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準（10平方メートル（市街地にあつては、5平方メートル））は、町内に市民緑地が存する場合は、当該市民緑地が都市公園と同等の機能を果たすことから、市民緑地の住民1人当たりの面積を控除した面積を標準とする。
 - (2) 運動施設率の上限（第4条の2関係）
都市公園の敷地面積に対する運動施設の敷地面積の割合（運動施設率）の上限を100分の50とする。
 - (3) その他規定の整備
- 3 施行期日
平成30年4月1日

議案第15号

松伏町下水道条例の一部を改正する条例

- 1 趣旨
公共下水道の使用料の額を改定するための条例の改正
- 2 内容
公共下水道の使用料の額の改定（別表関係）
公共下水道の使用料のうち一般汚水に係る使用料の額を次のとおり改定する。

種 別	1月当たりの汚水量	現 行	改 正 後
一般汚水	10立方メートルまで (基本料金)	800円	850円
	10立方メートルを超え20立方メートルま	1立方メートル当 たり90円	1立方メートル当 たり100円

	で (超過料金)		
	20立方メートルを超え30立方メートルまで (超過料金)	1立方メートル当たり100円	1立方メートル当たり110円
	30立方メートルを超え50立方メートルまで (超過料金)	1立方メートル当たり130円	1立方メートル当たり140円
	50立方メートルを超える分 (超過料金)	1立方メートル当たり170円	1立方メートル当たり180円

※上記により算定された額に100分の108を乗じて得た額が使用料となる。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成30年8月1日

(2) 経過措置

2は、平成30年10月1日以後に使用料の支払いを受ける権利の確定されるものに係る使用料について適用し、同日前に使用料の支払いを受ける権利の確定されたものに係る使用料については、なお従前の例による。

議案第16号

松伏町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

建築基準法の一部改正に伴い、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 「建築面積の敷地面積に対する割合」を「建蔽率」に改める。(第4条関係)

(2) その他規定の整備

3 施行期日

平成30年4月1日

議案第17号

松伏町介護保険条例の一部を改正する条例

1 趣旨

平成30年度から平成32年度までの保険料率を定めるための条例の改正

2 内容

(1) 平成30年度から平成32年度までの保険料率 (第4条関係)

第1段階	28,400円 (基準額×0.5)
第2段階	39,700円 (基準額×0.7)
第3段階	42,600円 (基準額×0.75)
第4段階	51,100円 (基準額×0.9)
第5段階	56,800円 (基準額)
第6段階	68,100円 (基準額×1.2)
第7段階	73,800円 (基準額×1.3)
第8段階	85,200円 (基準額×1.5)
第9段階	96,500円 (基準額×1.7)
第10段階	99,400円 (基準額×1.75)
第11段階	105,000円 (基準額×1.85)

第12段階 110,700円(基準額×1.95)

(2) 介護保険料の段階の判定に関する基準(第4条関係)

現行の所得指標である合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額及び公的年金等に係る雑所得を控除した額を用いることとする。

(3) 平成30年度から平成32年度における公費投入による軽減後の保険料率(第4条関係)

第1段階 25,500円(基準額×0.45)

(4) 賦課期日後において資格取得、喪失等があった場合の保険料(第6条関係)

算定された保険料の額に100円未満の端数が生じる場合は、切り捨てるものとする。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成30年4月1日

(2) 経過措置

2は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第18号

松伏町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、保険料を徴収すべき被保険者に係る後期高齢者医療制度加入時の住所地特例について定めるとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 保険料を徴収すべき被保険者に係る後期高齢者医療制度加入時の住所地特例(第7条関係)

国民健康保険法第116条の2の規定により住所地特例の適用を受ける被保険者であつて、同条の規定により住所を有するものとみなされた市町村の加入する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する者が、75歳年齢到達等により後期高齢者医療制度に加入した場合、住所地特例の適用を引き継ぐものとする。

(2) その他規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成30年4月1日

(2) 経過措置

2は、平成30年度以後の年度分の保険料を徴収すべき被保険者について適用し、平成29年度分までの保険料を徴収すべき被保険者については、なお従前の例による。

議案第19号

松伏町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣旨

国の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、共生型地域密着型サービスに関する基準を定め、及び身体的拘束等の適正化を図

るとともに、介護医療院の創設に係る規定の整備等をするための条例の改正

2 内容

(1) 共生型地域密着型サービスに関する基準の新設（第3章の2）

障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援又は放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型地域密着型通所介護の指定を受けられるものとして基準を定める。

(2) 身体的拘束等の適正化（第117条、第138条、第157条及び第182条関係）

認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護における身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、運営基準に次のとおり定め、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の運営基準についても同様に見直す。

ア 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

ウ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

エ 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(3) 介護医療院の創設に伴う規定の整備等

3 施行期日

平成30年4月1日

議案第20号

松伏町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣旨

国の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、身体的拘束等の適正化を図るとともに、介護医療院の創設に係る規定の整備等をするための条例の改正

2 内容

(1) 身体的拘束等の適正化（第78条関係）

指定介護予防認知症対応型共同生活介護における身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、運営基準に次のとおり定める。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(2) 介護医療院の創設に伴う規定の整備等

3 施行期日

平成30年4月1日

議案第21号

松伏町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

引用条項に関する規定の整備（第15条関係）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正により、条例で引用している同法の条項が移動したことに伴う規定の整備

3 施行期日

平成30年4月1日

議案第22号

松伏町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣旨

国の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、医療機関との連携を図るための指定介護予防支援事業者が行うべき事項を定めるとともに、規定の整備するための条例の改正

2 内容

(1) 入院時における医療機関との連携促進（第6条関係）

指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

(2) 平時からの医療機関との連携促進（第32条関係）

指定介護予防支援事業所の担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

(3) その他規定の整備

3 施行期日

平成30年4月1日

議案第23号

松伏町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣旨

介護保険法の一部改正に伴い、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 引用条項に関する規定の整備（第1条関係）

介護保険法の一部改正により、条例で引用している同法の条項が移動したことに伴う規定の整備

(2) 主任介護支援専門員の定義の改正（第3条関係）

介護保険法施行規則の一部改正により、主任介護支援専門員の定義が改正されたことに伴う規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 経過措置

改正後の2(2)は、介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第48号。以下「平成29年改正省令」という。)附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる平成29年改正省令による改正前の介護保険法施行規則第140条の6第1号イ(3)(平成29年改正省令附則第3条の規定による改正前の介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第19号)附則第3条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する主任介護支援専門員を含むものとする。

議案第24号

町道の路線認定について

認定内容

1055号線

松伏町大字金杉字水汲1212番156地先(起点)から
大字金杉字水汲1212番153地先(終点)まで
幅員2.92m 延長40.83m

2-768号線

松伏町大字松伏字深町475番10地先(起点)から
大字松伏字深町475番15地先(終点)まで
幅員5.00m 延長106.52m

議案第25号

埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について

1 趣旨

埼玉県市町村総合事務組合から入間東部地区衛生組合を脱退させることについて協議するもの

2 内容

入間東部地区衛生組合の脱退
入間東部地区衛生組合が解散により埼玉県市町村総合事務組合から脱退するもの

3 施行期日

平成30年3月31日

議案第26号

埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

1 趣旨

入間東部地区消防組合の名称を変更することに伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議するもの

2 内容

入間東部地区消防組合の名称変更

変更前	変更後
-----	-----

- 3 施行期日
平成30年4月1日

議案第27号

平成29年度松伏町一般会計補正予算(第6号)

1 補正前予算額	8,392,441千円
2 補正予算額	△77,863千円
3 合計	8,314,578千円

議案第28号

平成29年度松伏町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

1 補正前予算額	4,375,131千円
2 補正予算額	△3,431千円
3 合計	4,371,700千円

議案第29号

平成29年度松伏町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

1 補正前予算額	591,133千円
2 補正予算額	74千円
3 合計	591,207千円

議案第30号

平成29年度松伏町介護保険特別会計補正予算(第4号)

1 補正前予算額	1,969,489千円
2 補正予算額	246千円
3 合計	1,969,735千円

議案第31号

平成29年度松伏町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

1 補正前予算額	283,730千円
2 補正予算額	101千円
3 合計	283,831千円

議案第32号

平成30年度松伏町一般会計予算

1 本年度予算額	7,913,000千円
2 前年度予算額	8,026,000千円
3 比較	△113,000千円

議案第33号

平成30年度松伏町国民健康保険特別会計予算

1 本年度予算額	3,540,498千円
2 前年度予算額	4,339,669千円
3 比較	△799,171千円

議案第34号

平成30年度松伏町公共下水道事業特別会計予算

1	本年度予算額	610,565千円
2	前年度予算額	590,375千円
3	比 較	20,190千円

議案第35号

平成30年度松伏町農業集落排水事業特別会計予算

1	本年度予算額	7,950千円
2	前年度予算額	8,040千円
3	比 較	△90千円

議案第36号

平成30年度松伏町介護保険特別会計予算

1	本年度予算額	1,947,812千円
2	前年度予算額	1,816,068千円
3	比 較	131,744千円

議案第37号

平成30年度松伏町後期高齢者医療特別会計予算

1	本年度予算額	319,045千円
2	前年度予算額	281,907千円
3	比 較	37,138千円